

福島県環境創造センター 学習活動支援事業

環境創造センター交流棟(愛称:コミュタン福島)で、環境や放射線に対する子供たちの理解を深め、自ら考え、主体的に判断できる力を育成するための学習活動を支援します。

詳しくは・・・ 福島県環境創造センターホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/>

事業期間 2019年4月9日(火)～2020年3月19日(木)

補助内容 環境創造センター交流棟見学を学習活動として実施する際の児童及び引率者の移動に要する交通費を補助します。

補助規定

- (1) 学校教育法に規定する福島県内の小学校、特別支援学校小学部を対象とします。
- (2) 各教科、特別活動等の教育課程の中で、福島県環境創造センターの交流棟の展示等を活用して行う学習活動に補助します。
- (3) バス等で移動するために必要な経費で、学校が所在する市町村ごとの限度額の範囲内で補助します。(※市町村ごとの限度額は「福島県環境創造センター学習活動支援事業における交通費の補助限度額」をご参照ください。)

事業のポイント

- (1) バス1台に乗車できる人数であれば、全学年や複数の学年で見学を行うことも可能です。
- (2) 上限額の範囲内であれば、コミュタン福島見学の前後に他の行程を行うことも可能です。
例) 福島ガイナックス 三春デコ屋敷 等
- (3) 高速自動車道等の有料道路通行料も交通費に含みます。

問い合わせ窓口

(1) 補助金交付申請書等提出窓口

福島県環境創造センター 総務企画部企画課
〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号
TEL: 0247-61-6129
FAX: 0247-61-6119

(2) コミュタン福島 来館予約受付窓口

TEL: 0247-61-5721
FAX: 0247-61-5727
ホームページ: <https://www.com-fukushima.jp/index.html>

福島県環境創造センター学習活動支援事業をご利用の方へ



福島県環境創造センター学習活動支援事業の利用にあたっては、以下の点に注意してお申込みください。

- ①本事業での補助は事業期間中に1校当たり1学年です。
※バス1台に乗車できる場合に限り、複数学年も可。
- ②福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。
例) ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業
- ③交付決定通知の段階で補助金のお支払いは行われません。見学終了後、実績報告書(様式第3号)による額の確定と交付請求書(様式第5号)の受領を経たからのお支払いとなります。
- ④旅行損害保険料(任意)は補助対象となりません。加入される場合は、当該金額を見積書の総額から差し引いた金額を補助申請してください。
- ⑤バス会社が発行する見積書や請求書には、バス会社の「**代表者名**」の記載および「**代表者印**」の押印があることを確認のうえ県にご提出をお願いします。



【お問い合わせ先】

ご不明な点は

《環境創造センター企画課 補助金担当》

へお気軽にお問い合わせください。

TEL 0247-61-6129